教育委員会の仕事

庶務課・学校教育課・社会教育課

教育委員会の組織は五人の委員で構成され、その任命については人格高潔で、教育、学術、文化に深い識見を有する人の中から、議会の同意を得て市長が任命することになっています。

教育委員会の権限に属する事務は庶務課、学校教育課、社会教育課の三課に分かれ、教育長以下十五名の職員でそれぞれ広範な教育行政の事務を分担しています。

※庶務課

課長以下五名の職員が教育委員会の会議、教育費予算の執行および教育財産の管理など、学校運営に必要な次のような事務を行なっています。

・教育委員会の会議の開催
・教育委員会規則の制定または改廃
・学校の設置、管理、および廃止
・教育費の才入、才出予算の見積り、および配当
・教育財産の管理
・事務局、および教育機関の職員（嘱託員、臨時員を除く）の任免、給与その他人事
・緑化運動
・公立小中学校の建て物の借用許可、この外市長の権限の事務を補助執行しているものとして、小中学校や幼稚園建築など、国庫補助事務、教育備品、理科振興備品、庶務教育施設補助事務、就学および幼稚園教育に関する事務を行なっています。

※学校教育課

課長以下五名で主として教職員人事、児童、生徒および幼稚園教育に関する事務を行なっています。

・学校教職員（市費負担教職員を除く）の任免、内申給与その他人事
・学校の組織、編成ならびに教育課程
・学校教育の指導
・教科用図書の採択、その他教材の取り扱い
・学校教職員免許
・学令児童生徒ならびに幼稚園児の就学、就園
・学校保健衛生および学校安全会
・学校給食
・教科用図書無償給与
・要保護、準要保護児童生徒の就学奨励助成事業
・児童生徒の交通安全

（旧庁舎2階の教委事務局）　手前から社教課・学教課・庶務課・教育長室

・学校給食費
・学校給食費免許
・学令児童生徒ならびに幼稚園児の就学、就園
・学校保健衛生および学校安全会
・学校給食
・教科用図書無償給与
・要保護、準要保護児童生徒の就学奨励助成事業
・児童生徒の交通安全

※社会教育課

専任職員二名（職員は公民館長が兼務）で主として市民の社会教育活動の援助と奨励を行なっています。

・社会教育の委嘱（公民館運営委員、社会教育施設の利用者及び講師、討論会、講演会、展示会、その他集会に関する行事の開催と奨励
・体育レクリエーションの援助
・社会教育に必要な設備、器材、資料などの提供
・社会教育に関する調査研究
・社会教育団体の育成と活動の援助

この外庶務課同様補助執行している事務は、就学援助費、学校給食費、奨学資金、遠距離通学国庫補助事務

※学校教育課

課長以下五名で主として教職員人事、児童、生徒および幼稚園教育に関する事務を行なっています。

・学校教職員（市費負担教職員を除く）の任免、内申給与その他人事
・学校の組織、編成ならびに教育課程
・学校教育の指導
・教科用図書の採択、その他教材の取り扱い
・学校教職員免許
・学令児童生徒ならびに幼稚園児の就学、就園
・学校保健衛生および学校安全会
・学校給食
・教科用図書無償給与
・要保護、準要保護児童生徒の就学奨励助成事業
・児童生徒の交通安全

署名でオーケー

住民異動の届け出

各人の家族関係はもちろん、あらゆる戸籍関係の公証機関である戸籍は、一人一人の市民にとって切り離すことのできない密接な関係と重要な意義をもっています。

しかし、その戸籍については、案外低く、なにかとあるときにとまどうのが一般的な傾向のようです。

そこで今月から戸籍全般について眼をおっ目をはせて戸籍シリーズを掲載することにしました。

戸籍シリーズ

本籍とは筆頭者とは

本籍とは戸籍のある所をいうので、今住んでいる所や、生れた所ではありません。

しかし、本籍と、生れた所と、住んでいる所が全く同じかたも大分おられますが、市外から転入された方や、市内のかたでも転居されたかたなどは、違う場合がしばしばあります。

戸籍は、本籍のある市町村にしかありませんので、戸籍の謄本や抄本などが必要な場合は、本籍のある市町村役場へ請求して貰うことになります。

筆頭者とは戸籍の場合、夫婦どちらの氏を名乗ってもよいのですが、その場合、氏の届け出（本人または世帯主）からおいていただいて届け出に署名、押印してもらうことになっています。

一番始めに記載されている人の氏名です。

戸籍は一組の夫婦と、その子供を単位として作られています。

その子供が結婚した場合、夫婦どちらの氏を名乗ってもよいので、戸籍の謄本や抄本などが必要な場合は、本籍のある市町村役場へ請求して貰うことになります。

筆頭者が死亡しても、その戸籍に記録されている人達が、結婚したり、死亡したりして全員なくなるまで筆頭者の氏名はそのまま存続します。

全員いなくなると、その戸籍は除籍となり、除籍簿に編入されて八十年間保存されます。

△　△　△

転入、転出、転居、世帯変更などの、いわゆる住民異動届けは、従来、届け出人（本人または世帯主）からおいていただいて届け出に署名、押印してもらうことになっていましたが、住民基本台帳施行令の改正によって、届け出人が署名するか、または印を押すだけでよいことになりましたので、住民異動届けの際、本人、または世帯主がこられる場合は印かん持参の必要はなく、署名さえしていただけば結構ですからお気軽にご届け出の励行をお願いします。

なお、代理人がこられる場合は、従来とおり異動されるかたの印かんが必要です。

九月末日で時効

加算恩給の請求急いで

旧軍人などに対する加算恩給（いわゆる地域加算）の請求時効期間が今年の九月三十日で満了します。

該当されると思われる未請求のかたは、至急民生課で手続きをおとりください。

地域加算とは、軍人、軍属として国の実在官庁に職地の場合は一月つき三月を、復乱地や国境警備、外国旗艦などの場合、一月につき二月、または一、五月を加算する。ことで、恩給は最短年月百四十四月（十二年）に達した場合該当するものです。

軍属の場合は、陸軍、海軍、陸軍、海軍、海軍、陸軍、陸軍、陸